

「電力安全課メールマガジン」をお読みいただきありがとうございます。

本メールマガでは、電気保安に関する情報等を不定期で発信していきます。

皆様の業務のお役に立てていただければ幸いです。

申請・届出を行う場合は、電子申請システム「保安ネット」をご活用いただくよう、御協力をお願いいたします。

【目次】

1. トピックス
2. 新着情報
3. お知らせ

1. トピックス

■電気主任技術者の皆様へ

～電気設備の工事中の感電死傷事故が多発しています！～（注意喚起）【新規】

全国で感電死傷事故が相次いでいます。

この中には、連絡体制の不備により、電気主任技術者が電気設備で点検及び工事が実施されることを把握しておらず、適切な保安監督が出来なかったことにより発生したものが含まれています。

電気主任技術者におかれましては、電気設備の工事や点検の作業の情報が入るよう、設置者及び工事業者等を含めた電気保安に係る連絡体制を改めて確認するとともに、保安管理の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

■更新推奨時期に満たない高圧ケーブルにおける水トリ現象に係る注意喚起【新規】

近年、全国の自家用電気工作物設置事業場において、水の影響がある敷設環境に設置される比較的新しい高圧引込みケーブルが、絶縁破壊する事象が発生しています。

電気工作物設置者及び電気保安業務担当者におかれましては、更新推奨時期に満たない高圧ケーブルであっても地絡事故が発生する可能性があることを念頭に、劣化の兆候が確認された場合には、速やかに更新するようにお願いします。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/12/20231201-1.html

■電気工事業者の標識掲示について（注意喚起）【新規】

近年消費者等から、電気工事業者を仲介するウェブサイト等において紹介されている業者が適法な電気工事業者であるかの確認の問い合わせや、未登録業者又は無資格者による電気工事に関する通報等が増えています。

消費者等が適法に登録等を受けた電気工事業者であるかを容易に識別でき、安心して電気工事を依頼することができるよう、電気工事業者におかれましては、標識の掲示が義務づけられている営業所及び電気工事の施工場所に加え、自社を紹介するホームページ等においても標識と同様の内容を掲載することが推奨されます。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/11/20231110-1.html

■認定高度保安実施設置者制度の開始及び安全管理審査制度の見直しに関するお知らせ【新規】

令和5年12月21日に高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和4年法律第74号）を施行しました。

これにより、認定高度保安実施設置者制度を開始するとともに、安全管理審査制度における火力発電設備の定期安全管理審査の区分を見直しました。

<認定高度保安実施設置者制度>

本制度は、自立的に高度な保安を確保できる事業者（1.経営トップのコミットメント、2.高度なリスク管理体制、3.テクノロジーの活用、4.サイバーセキュリティ対策の4要件を満たすことのできる事業者）について、経済産業大臣が認定を行い、当該認定を受けた事業者については、国による使用前・定期安全管理審査の省略、自主検査時期の柔軟化、その他保安規程や主任技術者の選任に関する行政への届出が省略されるなど、行政手続きを簡略化することで、より自主性を高める仕組みとなっております。

<安全管理審査制度の見直し>

火力設備の定期安全管理審査のシステム（旧省令第94条の5第1号第1号～第3号）を1つのシステム（新省令第94条の5第1項第1号）に一元化しました。

（火力設備の新たな定期安全管理審査制度（新制度）は認定制度への前段としての位置づけとなります。）
新制度のシステム要件は、旧制度のシステムAの要件に加えて、デジタルデータの取得及びそのための体制整備（旧制度のシステムSとAの間）までとなり、また、新制度のシステムにおける定期自主検査の延伸期間は、旧制度のシステムAと同等です。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/12/20231221-01.html

■電気設備の技術基準の解釈の一部改正について

経済産業省産業保安グループ電力安全課は、「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正を行いました。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/20231226-4.html

■2023年度冬季の電力高需要期における電気設備の保安管理の徹底について【新規】

2023年度冬季の電力需給の見通しについては、10年に一度の厳しい寒さを想定した場合でも、安定供

給に最低限必要な予備率である 3%を上回る見通しとなっていますが、想定外の需要増加や設備トラブルの発生、海外情勢等によっては、電力需給の状況が厳しくなるおそれがあります。

こうした状況を踏まえ、経済産業省は、総合資源エネルギー調査会での議論を経て 10 月 31 日に冬季の電力需給対策を決定いたしました。

発電事業者各位におかれましては、日頃より電気設備の保安と安定供給の確保に努めていただいているところですが、冬季の電力需要期及び雪害期を迎えるに当たり、火力発電設備や再生可能エネルギー発電設備を中心に巡視・点検の強化等により、電気設備の事故防止に万全を期すとともに、万が一の事故発生時にも早期復旧が可能となるよう事前対策の徹底を求めます。

加えて、事前の防災態勢の整備の他、類似の事故防止のため、事故発生後の迅速な情報発信（事故概要・復旧見通しを含む。）についても徹底することを求めます。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/11/20231102-1.html

■2023 年度冬季の自然災害に備えた電気設備の保安管理の徹底について【新規】

経済産業省は、総合資源エネルギー調査会での議論を経て 10 月 31 日に冬季の電力需給対策を決定し、発電事業者に対し、冬季の電力高需要期における電気設備の保安管理の徹底を要請したところです。

一方、再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度の施行以降、太陽電池発電設備や風力発電設備が急激に増加しており、近年の豪雨や台風等では、太陽電池パネル等の崩落や飛散、雷撃を受けた風車のブレードの折損・発電所構外への飛散などといった事故が発生しました。また、需要設備においては、非常用予備発電装置を設置しているにもかかわらず、点検が実施されていなかったために不具合を発見できず、被災時に動作しなかった事例が発生しています。

同様の事故の再発を防止するためには、冬季の自然災害が発生する前に、太陽電池発電設備や風力発電設備の入念な点検を実施するとともに、非常用予備発電装置の動作確認を含めた定期的な点検を保安規程に基づき適切に実施するなど、自然災害への備えに万全を期することが重要です。

つきましては、冬季の自然災害に備え、電気工作物の入念な点検を実施するとともに、必要に応じて電気工作物の設置者に対し、補強・補修・修理等を指示又は助言するなど、電気設備の保安管理について徹

底することを求めます。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/11/20231102-2.html

■電気事業法の規定に基づく登録安全管理審査機関の登録について【新規】

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/11/202301101.html

■保安ネットで電気事業法に関する新制度である小規模事業用電気工作物の届出をご提出いただくことが可能となりました。【継続】

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/03/20230320_hoannet_oshirase.html

2. 新着情報

■電気事故<事業用（自家用）電気工作物>

◇速報<9～11月受理分>（主な発生事故。今後変更となる可能性があります）

【波及事故（事故報告対象のみ）】

令和5年9月中に「3」件、令和5年10月中に「2」件、令和5年11月中に「5」件発生しました。

【破損事故】

令和5年9月中に「2」件、令和5年11月中に「3」件発生しました。

・当該事業場において、入り口から煙とPCS上部に炎が見えたため、キュービクル内部ブレーカーを開放

し初期消火を開始した。PCS 周囲の草に延焼はしたが、それ以上の延焼はなかった。《原因調査中》

・水力発電所において並列用遮断器が遮断し、水車及び発電機が緊急停止した。現地にて事故の発生状況を確認したところ、故障表示とともに调速機回転速度検出器カバーの加熱を確認した。调速機回転速度検出器カバーを分解したところ、ベアリングの破損を確認した。《原因調査中》

3. お知らせ

■審議会・研究会

◇産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループ（第14回）

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anken/hoan_seido/014.html

◇産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気設備自然災害等対策ワーキンググループ（第19回）

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anken/denki_setsubi/019.html

◇令和5年度第1回 環境審査顧問会全体会

https://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/zentaikai_2023_01.html

◇2023年度 環境審査顧問会 風力部会（第17回～第25回）

https://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/furyoku/index.html

◇2023年度 環境審査顧問会 太陽電池部会（第3回～第4回）

https://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/solar_cell/index.html

